

食品安全委員会第 275 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 2 月 26 日（木） 13:59～15:21

2. 場所 食品安全委員会 7 階 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等

除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシ

DP-098140-6（食品・飼料）

（厚生労働省及び農林水産省からの説明）

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

・「アジムスルフロン」に関する意見・情報の募集について

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

・「クレンブテロール」に関する意見・情報の募集について

・「塩酸クレンブテロールを有効成分とする馬の経口投与剤（ベンチプルミン－シロップ）の再審査」に関する意見・情報の募集について

・「塩酸クレンブテロールを有効成分とする牛の注射剤（プラニパート）の再審査」に関する意見・情報の募集について

・「鶏伝染性気管支炎生ワクチン（4-91株）（ノビリスIB4-91）の再審査」に関する意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・動物用医薬品「エプリノメクチン」に係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品「エプリノメクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤（エプリネックス トピカル）」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズDP-356043-5（食品）」に係る食品健康影響評価について

(5) BSE 対策に関する調査結果等について

(厚生労働省からの報告)

(6) 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する認識のギャップ等について」

(平成20年11月実施)の結果について

(7) 平成19年度及び平成20年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価の結果について

(8) その他

4. 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員

(説明者)

厚生労働省 國枝基準審査課長

厚生労働省 森田BSE対策専門官

農林水産省 田中課長補佐

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勧告広報課長、酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官、

5. 配布資料

資料1-1 食品健康影響評価について

資料1-2 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシDP-098140-6(食品)に係る食品健康影響評価について

資料1-3 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシDP-098140-6(飼料)に係る食品健康影響評価について

資料2 農薬専門調査会における審議状況について〈アジムスルフロン〉

資料3-1 動物用医薬品専門調査会における審議状況について〈クレンプテロール〉

資料3-2 動物用医薬品専門調査会における審議状況について〈塩酸クレンプテロールを有効成分とする馬の経口投与剤(ベンチプルミン-シロップ)の再審査〉

資料3-3 動物用医薬品専門調査会における審議状況について〈塩酸クレンプテロールを有効成分とする牛の注射剤(プラニパート)の再審査〉

- 資料 3-4 動物用医薬品専門調査会における審議状況について〈鶏伝染性気管支炎生ワクチン（4-91株）（ノビリスIB4-91）の再審査〉
- 資料 4-1 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈エプリノメクチン〉
- 資料 4-2 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈エプリノメクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤（エプリネックス トピカル）〉
- 資料 4-3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ DP-356043-5（食品）〉
- 資料 5-1 BSE対策に関する調査結果（平成20年10月末現在）
- 資料 5-2 ピッシングに関する実態調査結果について
- 資料 6-1 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する認識のギャップ等について」（平成20年11月実施）の結果について（概要）
- 資料 6-2 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する認識のギャップ等について」（平成20年11月実施）の結果について（詳細）
- 資料 7 平成19年度及び平成20年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価の結果について

6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第275回会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席です。

また、厚生労働省から、國枝基準審査課長、森田BSE対策専門官、農林水産省から、畜水産安全管理課 田中課長補佐に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第275回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は16点ございます。

資料1-1「食品健康影響評価について」。

その関連資料として資料1-2、1-3。

資料2「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 3 - 1 から 3 - 4 まだが「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」。

資料 4 - 1 及び 4 - 2 が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4 - 3 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 5 - 1 が「BSE 対策に関する調査結果（平成 20 年 10 月末現在）」。

その関連資料として資料 5 - 2。

資料 6 - 1 が「食品安全モニター課題報告『食品の安全性に関する認識のギャップについて』（平成 20 年 11 月実施）の結果について（概要）」。

その関連資料として資料 6 - 2。

資料 7 が「平成 19 年度及び平成 20 年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価の結果について」でございます。不足等の資料はございませんでしょうか。

<p>(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について</p>

◆見上委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初に「(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

厚生労働省の國枝基準審査課長から説明いただいた後に、農林水産省の田中課長補佐から説明をお願いいたします。

◆國枝基準審査課長 厚生労働省の基準審査課の國枝でございます。

それでは、遺伝子組換え食品「除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシ DP-098140-6」について御説明を申し上げます。

お手元の資料の 1 - 2 には、本申請品種の概要を示しております。

まず、経緯でございますが、本品種は、平成 21 年 2 月 19 日付けで、遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法第 24 条第 1 項の規定に基づく食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本品種は、トウモロコシに gat4621 遺伝子を導入することにより、GAT4621 タンパク質が産生され、除草剤のグリホサートに耐性を持ち、また、zm-hra 遺伝子を導入することにより、ZM-HRA タンパク質が産生され、除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤に耐性を持つものでございます。

なお、本種は、食品としての利用目的や利用方法に関して、従来のトウモロコシとは相違はございません。今般、評価をお願いするものは以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、引き続きまして、農林水産省の田中課長補佐、よろしく願いいたします。

◆田中課長補佐 本日は、畜水産安全管理課長の境が、海外出張中でございますので、私が代わりに御説明させていただきます。

このたび、食品健康影響評価をお願いいたします、本 DP-098140-6 でございますけれども、概要につきましては、先ほど厚生労働省から御説明いただきましたので、省略させていただきます。

資料の3番の利用目的及び利用方法でございますけれども、本品種につきましては、遺伝子組換えではないトウモロコシと同様に、主にその穀粒を家畜等の飼料として用いるというものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項等につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

國枝課長、田中課長補佐、ありがとうございました。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することいたします。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(2) 農薬専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。事務局から説明をお願いします。

◆北條評価課長 それでは、資料2に基づいて御説明いたします。

農薬「アジムスルフロン」の評価書(案)でございます。

評価書（案）の3ページ、「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきましては、1997年に初回農薬登録がされております。

その後、2005年11月のポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準が設定されているものでございます。

今回の評価につきましては、2007年の4月、厚生労働大臣より残留基準設定に係る品健康影響評価について要請があったものでございます。

6ページの「開発の経緯」にお示しをしておりますように、アジムスルフロンは、スルホニルウレア系の除草剤でございます。作用機構は、アセトラクテート合成酵素の阻害をすることによりまして、植物の生育を阻止するとされているものでございます。

「安全性に係る試験の概要」につきましては、7ページ以降にお示しをしております。「動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いて検討されております。本農薬につきましては、速やかに吸収され、排泄も速やかであるということでございます。

吸収率の方でございますが、90%を超える量が吸収されるということでございます。

8ページの「表3」に、排泄率の表が出ておりますけれども、主な排泄は尿中排泄でございます。その他、胆汁中排泄も比較的多くあるものでございます。また、吸収されますと肝臓に高く分布をするという傾向がございます。

10ページ、「植物体内運命試験」が水稻を用いて検討されております。基本的に本農薬でございますが、水稻根部からの吸収移行性が低い、あるいは玄米中への移行も低いということでございます。

その結果、15ページの「作物残留試験」の成績が「表7」として掲載されておりますけれども、定量限界未満という結果となっているところでございます。

16ページ以降に毒性試験の内容がまとめられております。「反復投与毒性試験」の成績を見ますと、本農薬の毒性は主に脾臓あるいは肝臓、それからイヌの場合ですと、血液に毒性が出てくるという特徴がございます。

「発がん性試験」の結果が20ページ、21ページにまとめられておりますが、発がん性は認められなかったという結果でございます。

また、「生殖発生毒性試験」につきましては、2世代繁殖試験の結果、繁殖能に対する影響は認められなかったということでございます。

一方で、発生毒性試験でございますが、ラットを用いた試験におきましては、骨格変異の出現頻度が増加をするといった所見が認められております。

ただ、ウサギの方の発生毒性試験におきましては、そのような所見は認められていない

ということで、催奇形性も認められなかったという結果となっております。

また、「遺伝毒性試験」につきましては、すべての試験成績が陰性ということでございまして、アジムスルフロンに遺伝毒性はないものと考えられるという結果となっております。

「食品健康影響評価」につきましては、24ページの方にまとめられております。

ADIの設定でございますが、無毒性量の最小値は、「表17」の方を御覧いただきますとお分かりになりますように、イヌを用いた90日間亜急性毒性試験で得られました8.81mg/kg体重/日でございます。

ただ、この試験につきましては、用量設定の問題と、別の長期の1年間慢性毒性試験で得られているNOAELが17.9mg/kg体重/日であったということで、先ほどの90日間の試験成績の用量設定の問題を考慮いたしまして、イヌにおける無毒性量としては17.9mg/kg体重/日を探ることが適切と判断されております。

一方で、ラットを用いました2世代繁殖試験で得られておりますNOAELが9.5mg/kg体重/日ということでございまして、全体で見ますと、ラットの2世代繁殖試験で得られましたNOAELを根拠としてADIを設定することが適切という判断となっております。最終的なADIとしては、安全係数100で除しました0.095mg/kg体重/日をADIとするという結論になっているところでございます。

本農薬につきましては、本日、委員会終了後、3月27日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(3) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料3-1から3-4に基づいて御説明いたします。

まず、資料3-1から3-3につきまして、一括して御説明いたします。

資料3-1の4ページの「審議の経緯」に記載がございますように、この「クレンブテロール」につきましては、2005年11月に、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値というものが設定されております。

2006年の4月でございますけれども、農林水産大臣より、塩酸クレンブテロールを有効成分とする注射剤の再審査に係る食品健康影響評価について要請がございました。これが資料3-3のものでございます。

それから、2006年の10月でございますが、この件につきまして、厚生労働大臣より残留基準の設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。

続きまして2007年の1月でございますが、農林水産大臣より経口投与剤の再審査に係る食品健康影響評価について要請がございました。

併せまして、厚生労働大臣より残留基準値の設定に係る食品健康影響評価についても要請があったというところでございます。

動物用医薬品専門調査会におきまして、3回御審議をいただきまして、本日、評価書(案)が提出されたものでございます。

資料3-1の7ページの「開発の経緯」に記載がございますが、クレンブテロールは、 $\beta 2$ 作用の強いアドレナリン β 受容体刺激薬でございます。気管支拡張作用を有するとともに、子宮収縮を抑制する作用を示すというものでございます。

8ページの上段の方に記載がございますが、クレンブテロール、ヒト用の医薬品としても開発されておりまして、海外及び日本におきましても承認され、使用されているところでございます。

「安全性に係る試験の概要」につきましては、8ページ以下にまとめられているところでございます。

「薬物動態試験」につきましては、マウスとラットなどを用いて検討をされております。

「表1」に血漿中の薬物動態パラメーターが記載されておりますが、クレンブテロールを経口で投与されますと、吸収は速やかに行われまして、AUCを見ていただくとお分かりになりますように、90%以上が吸収されるという結果となっております。

一方で、吸収されますと、10ページの「表2」に体内分布のデータが出ておりますけれども、肝臓、それから腎臓に高く分布をするという結果となっております。

この結果につきましては、連続投与の試験成績、これは 11 ページの「表 3」にまとまっておりますけれども、連続投与の場合におきましても、肝臓、腎臓に高く分布をするという事となっております。

薬物動態試験は、牛、馬を用いても検討されております。16 ページ以降に牛の成績、また 18 ページに馬の試験成績が掲載されているところでございます。

さらに 19 ページに参りますと、牛を用いました「残留試験」の成績が提出されております。19 ページの「表 11」のところに投与後の平均残留濃度が記載されておりますけれども、牛の場合ですと、投与 6 日後には、いずれの投与群におきましても、検出限界未満の濃度となるということが分かっております。

また、20 ページの方にまいりますと、乳汁中におけます残留試験の成績が出ておりますけれども、乳汁中の場合も投与 6 時間後にはすべて検出限界未満になったという結果となっているところでございます。

22 ページ以降に「毒性試験」の成績がまとめられております。クレンブテロールにつきましては、医薬品としての開発もあることから、非常に多くの毒性試験の成績がございます。また、当然のことながら、ヒトにおけます試験成績、臨床試験成績も数多くあるところでございます。

全体的なところの御説明につきましては、後ろの方になりますが、54 ページ、「食品健康影響評価」のところに、コンパクトにまとめられておりますので、そこを用いまして、概要を御紹介したいと思います。

まず、毒性学的な影響についてということで、各種動物を用いました試験成績の結果がまとめられております。

亜急性毒性試験でございますが、低用量から心臓への影響が認められており、頻脈や心筋線維化が各動物で認められているということでございます。

ラットを用いました亜急性毒性試験におきましても、心臓毒性、それから肝臓毒性が認められたということになっております。

また、イヌ、馬を用いた試験では、頻脈がそれぞれ認められているという結果となっております。

慢性毒性・発がん性試験でございますが、ラットを用いました 12 か月の慢性毒性試験におきましては、心筋の線維化、それから 18 か月間の慢性毒性試験では、徐脈や心拍数減少といった所見が認められております。

発がん性試験につきましては、マウスとラットを用いた 2 年間の試験が実施されてお

ますが、両試験とも発がん性は認められなかったという結論になっております。

生殖発生毒性試験につきましては、ラットを用いた1世代及び2世代繁殖毒性試験、催奇形性試験、周産期及び授乳期投与試験、ウサギを用いた催奇形性試験が実施されております。

主な毒性といたしましては、体重増加抑制あるいは体重減少という所見が見られております。

また、高用量になりますと、骨格変異でありますとか、催奇形性というものも認められるということでございますが、それぞれ母動物あるいは胎児に対するNOAELというものが設定されているところでございます。

遺伝毒性につきましては、いずれの試験成績も陰性ということでございまして、クレンプテロールには遺伝毒性はないと判断されているところでございます。

56ページの6番、「ヒトにおける影響」のところに、ヒトの試験成績の概略が記載されております。

経口投与試験におきましては、 $5\mu\text{g}/\text{ヒト}$ で、気管支拡張作用が認められたということでございますが、 $2.5\mu\text{g}/\text{ヒト}$ では、投与に起因する影響は認められなかったということで、この値がNOAELと考えられるということとなっております。

なお、ヒトにおける試験につきましては、前の方に戻りますけれども、52ページの方に、いわゆる肥育目的で違法にクレンプテロールを投与された肉あるいは臓器を摂取したときの中毒例についての概要がまとめられているところでございます。スペインであるとか、フランス、イタリアなどの中毒事例でございますが、その記載がございます。

先ほど、肝臓に分布しやすいというお話をさせていただきましたが、肝臓など臓器を摂取して、その結果として中毒症状が現れたというケースが散見されるところでございます。

再び食品健康影響評価の方に戻りますが、最終的なADIの設定については57ページのところに記載がされております。

各種動物における毒性試験でございますが、多くのものがLOAELを求められておりまして、したがって、LOAELを採用して求めますと、安全係数1,000を採用いたしまして、ADIは $0.01\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と算定されております。

一方で、ヒトの毒性試験の成績でございますが、先ほどの御説明で申し上げた臨床試験成績を基にNOAELとして算出いたしますと、NOAELは $0.042\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日というふうに試算されておりまして、これを根拠に安全係数といたしまして、個体差10を適用いたしまして、ADIを $0.004\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定するという結論になっているところでございます。

続いて、資料 3 - 2 の製剤について若干御説明いたします。

まず、資料 3 - 2 の製剤でございますが、この製剤、「塩酸クレンプテロール」を 100mL 中に 0.0025g 含む製剤でございます。

適用といたしましては、肺炎の子馬で見られる呼吸器症状の軽減ということでございまして、定量噴射ポンプを用いまして、強制経口投与をするということでございます。本製剤投与後、28 日間は食用に供する目的で出荷等を行わないと、休薬期間が設定されているところでございます。

この製剤でございますけれども、1999 年に輸入承認を受けておりまして、その後、再審査期間 6 年が経過をしたということで、2006 年 2 月に、再審査申請が行われているものでございます。

「ヒトに対する安全性」が、この評価書（案）の 3 ページから 4 ページにかけまして記載されているところでございます。

本製剤に使用されております添加剤でございますが、ここに記載をしておりますように、最終的には物質の使用状況、既存の毒性評価、本製剤の投与量を考慮すると、ヒトの健康に影響を与えるものとは考えられないという結論になっております。

また、「安全性に関する研究報告」、それから「承認後の副作用報告」を見ましても、問題となるものはございませんでした。

したがいまして、5 ページに結論が出ておりますが、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるとされております。

資料 3 - 3、これは「牛の注射剤」でございます。評価書（案）の 4 ページに記載がございまして、この注射剤につきましては、産科学的処置時の子宮平滑筋の弛緩に用いるということで、静脈内投与をされるということとなっております。

また、牛については 9 日間、牛乳についても 5 日間は、食用に供する目的で出荷等を行わないこととされているということで休薬期間が設定されているところでございます。

このものにつきましても、4 ページの下の方から、「ヒトに対する安全性」について記載がございまして、添加剤でございますが、添加剤は物質の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の投与量を考慮すると、ヒトの健康に影響を与えるものとは考えられないという判断となっております。

また、「安全性に関する研究報告」、それから「承認後の副作用報告」につきましても問題となるものはないということでございます。

以上のような知見を基に最終的な評価につきましては、6 ページに記載がございますように、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるとなっております。

以上、資料 3-1 から資料 3-3 につきましては、本委員会終了後、3 月 27 日までの 30 日間でございますが、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

資料 3-4 でございます。「鶏伝染性気管支炎生ワクチンの再審査」に係る食品健康影響評価でございます。

評価書（案）の 5 ページを御覧いただきたいと思っております。主剤は、発育鶏卵培養弱毒伝染性気管支炎ウイルス 4-91 株であるということで、弱毒化生ワクチンというものでございます。

適用は鶏伝染性気管支炎の予防ということになっておりまして、散霧接種あるいは飲水投与をすることとなっております。

本剤につきましては、2001 年 12 月に、動物用医薬品として輸入承認を受けておりまして、6 年の再審査期間が終了いたしまして、再審査申請が 2008 年 2 月に行われております。今回の評価の要請はそれに合わせまして行われているものでございます。

6 ページに、「ヒトに対する安全性」というものが求められております。鶏伝染性気管支炎は、鶏を主要な宿主とする急性呼吸器性の疾病であり、人獣共通感染症とはみなされていない。

添加剤につきまして幾つかのものが使用されておりますけれども、硫酸ゲンタマイシン、アスコルビン酸ナトリウムについては、既に食品安全委員会で評価をされている。

それから、粉末スキムミルク及びトリプトース、これは牛乳由来のものということでございます。

それから、チオ尿素でございますが、これにつきましては、食品安全委員会におきまして初めて評価をするということになります。これらにつきましても、提出された資料により評価がなされておきまして、最終的には、NOAEL といたしまして 35mg/kg 体重/日ということですが、これと比較しまして、今回の製剤でございますけれども、チオ尿素が全量残留した鶏 1 羽を毎日摂食したと仮定しても、チオ尿素の一日摂取量は 0.155 μ g/kg 体重/日ということで、ヒトへの影響は無視できると考えられるという結論となっております。

したがって、添加剤につきましても、ヒトの健康に影響を与えるものとは考えられないという考察となっております。

最終的な評価につきましては、7ページの「食品健康影響評価」に記載がございますように、本生物学的製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられるとなっております。

このものにつきましても、先ほどの動物用医薬品の評価書（案）と同様に、本日、委員会終了後、3月27日までの期間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

◆見上委員長 では、本4件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

（4）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「（4）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。動物用医薬品2品目及び遺伝子組換え食品等1品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。それでは、まず、動物用医薬品2品目について事務局から説明をお願いいたします。

◆北條評価課長 それでは、資料4-1と4-2に基づいて御説明いたします。

まず、資料4-1が「エプリノメクチン」、寄生虫駆除剤でございます。

なお、資料4-2は、「エプリノメクチンを有効成分とする製剤」でございます。

このエプリノメクチンでございますが、3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されていたものでございます。

したがいまして、今回の評価の要請でございますが、2008年の3月、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。これが基本法24条2

項による諮問でございます。

併せまして、2008年6月でございますけれども、資料4-2の方の製剤の方の承認に係る食品健康影響評価について要請があり、それに関連して残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。こちらの方が、24条1項関係の諮問ということになります。

評価書(案)につきまして、11月6日から12月5日まで国民からの御意見・情報の募集を行いました。

その結果でございますけれども、資料4-1の後ろから2ページでございますが、1通、4点の御意見が提出されているところでございます。

まず、「慢性毒性の考察」という点での質問でございます。基本的に長期の毒性試験というものをやっていないけれども、長期の試験を不要とした理由は何かという御趣旨かと思えます。

これに対する回答でございますけれども、神経変性につきましては、イヌを用いた14週の亜急性毒性試験、それから、53週間の慢性毒性試験で同様のNOAELが得られているということで、投与期間を延長した場合でも、毒性影響の進行は認められないと考えられると判断したということ。

したがって、更に長期間の追加の慢性毒性試験を実施する必要性は低いと考えるという回答となっております。

2つ目が「遺伝背景の考察」ということで、イヌを用いた試験以外の動物試験がないということで、他の動物も検討する必要はないのかという御趣旨かと思えます。

それに対する回答でございますけれども、類薬エマメクチンにつきましては、イヌ、ラット、マウスを用いて毒性試験を実施されておりますが、神経変性の影響につきましては、イヌが最も感受性が高いとされております。

したがって、JECFAにおきましても、イヌ以外の慢性毒性試験のデータを必要としないと判断しており、当専門調査会においても、それを支持するという回答となっております。

なお、評価結果案のADIは、この神経系への影響も十分見込んで設定されているという回答となっております。

それから、「グループADI」についての御指摘が3つ目でございます。グループADIをなぜ設定しないのかということでございます。

エプリノメクチンを含みますアベルメクチン系の化合物について、グループADIを設定

するか否かという点でございますが、使用を考えますと、同時に使用される可能性は低いであろうということ。それから、化合物ごとに残留マーカとなる物質が異なっているということで、個別のリスク管理は可能と考えるということから、グループ ADI の生成は必要ないであろうという回答となっております。

4つ目でございますが、「急性参照用量」をなぜ設定しないのかという御指摘でございます。急性参照用量につきましては、ヒトへの急性影響を考慮して設定されるものでございまして、当委員会におきましても、メタミドホスとアセタミプリドにつきましては、参考値として出したという経緯がございます。

ただ、エプリノメクチンにつきましては、急性中毒事例の報告というものが無いということで、急性毒性影響が認められる用量に比べて ADI が十分に低いというふうに考えられるということで、基本的には急性参照用量を設定していないという回答となっております。

以上のような回答でございまして、基本的には ADI の設定を変更する必要性はないだろうと考えてございまして、したがって、資料 4-1 と 4-2 につきましては、専門調査会の評価結果をもちまして、関係機関の方に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本 2 件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますけれども、「本製剤の主剤であるエプリノメクチンの ADI として、0.004mg/kg 体重/日を採用することが適当であると考えられる。また、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」ということでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、続きまして、遺伝子組換え食品等 1 品目について説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料4-3に基づいて説明いたします。

本遺伝子組換えダイズでございますが、遺伝子組換えによりまして、除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素を阻害する除草剤を散布してもその影響を受けずに生育できるとされているダイズでございます。

本評価書(案)につきましては、本年の1月8日から2月6日まで、国民からの御意見・情報の募集を行いまして、その結果でございますが、最後から2枚の「参考」で記載しておりますが、2通、5件の御意見が提出されております。

まず、1つ目の御指摘でございますが、除草剤散布条件下で栽培したダイズの成分分析等を要求する方がよいという御指摘でございます。

これにつきましては、除草剤を散布した場合と散布しない場合による分析の結果の差がないということを確認しております。それから除草剤の使用方法が異なることがありますが、ダイズの栽培方法においては、従来のダイズと本質的に同じであることから、「栽培方法に関する事項」においては、従来のダイズと同じであると記載をしておりますという回答とさせていただいております。

2つ目でございますが、本ダイズによって産生されます改変GAT4601タンパク質につきまして、これは前例を持たない独自の活性を持つ新種のタンパク質であるということをご考慮すると、生殖・発生、神経及び慢性毒性の調査を含めた適切な毒性試験を実施するべきではないかという御指摘でございます。

これにつきましては、既に評価書の中にも幾つかの記載がございますように、この回答のところに記載したような結果、総合的に評価をいたしまして、当該ダイズを通して、摂取する改変GAT4601タンパク質が、ヒトの健康を損なうおそれはないと考えられますということで回答させていただいております。

それから、3番は、掛け合せの品種につきまして、安全性を調査する必要があるという御指摘でございます。

この掛け合わせの品種についての食品健康影響評価につきましては、当該ダイズというものが一部の成分につきまして有意な差が認められていたということでございまして、掛け合わせの品種の評価につきましては、ガイドラインに従う評価を行うということになるという回答をさせていただいているところでございます。

4つ目でございますけれども、N-アセチルグリホサート、それからN-アセチルAMPAというものが代謝産物として出てくるということでございますけれども、これらについて、

十分な安全性の評価を行う必要があるのではないかという御指摘でございます。

回答のところに記載をしておりますけれども、今回の評価でございますが、最大薬量あるいは5倍量のグリホサートを散布したダイズに含まれるグルホサート、それからその代謝物の含有量、これは最大で6.2ppmということで、ダイズの残留基準値20ppmを下回っているということ。

それから、EPAにおきまして、N-アセチルグリホサートの毒性は、グリホサートと同等であり、一方で、N-アセチルAMPAの毒性は、N-アセチルグリホサートよりも低いということでございます。

したがって、ヒトの健康を損なうおそれはないと考えられるという回答になっているところでございます。

最後に5つ目の御指摘でございますが、当該ダイズにおきまして、含有量が有意に増加するN-アセチルアスパラギン酸及びN-アセチルグルタミン酸について、十分な評価を行うべきではないかという御指摘でございます。

この点につきましては、評価書中にも記載されておりますように、有意に増加をいたします。N-アセチルアスパラギン酸とN-アセチルグルタミン酸につきましては、ここに記載のような観点で評価を行っております。

総合的に評価した結果、当該ダイズを通して摂取するN-アセチルアスパラギン酸及びN-アセチルグルタミン酸が、ヒトの健康を損なうおそれはないと考えられるということで、評価書の記載をそのまま持ってきた形になりますが、回答とさせていただいているところでございます。

以上のような御指摘、それから回答ということをお紹介申し上げましたが、安全性の評価自体に変更はございませんので、このものにつきましても専門調査会の結論をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。」ということによろしいですか。

（「はい」と声あり）

（５）BSE対策に関する調査結果等について

◆見上委員長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

「（５）BSE対策に関する調査結果等について」でございます。

厚生労働省の森田 BSE 対策専門官から報告がありますので、よろしく願いいたします。

◆森田 BSE 対策専門官 食品安全部の監視安全課でございます。BSE 対策に関する調査結果についてお手元の資料 5-1、5-2 につきまして御説明をいたします。

資料 5-1 の方でございますけれども、この調査につきましては、食品安全委員会が平成 17 年 5 月に取りまとめられました食品健康影響評価の結果等を踏まえまして、SRM に関する法令及び関係通知の遵守状況を確認するために、実態調査を年 2 回行っているものでございます。

具体的には、スタンニングの方法、ピッシングの有無、SRM の除去・焼却、それから、標準作業手順書の作成や記録等の点検というような内容でございます。

調査結果は 2 のところございまして、今回の調査結果は真ん中のカラムの「平成 20 年 10 月末現在」というところになります。

10 月末現在でございますけれども、牛をと殺すると畜場につきましては 154 施設。それからめん羊又は山羊のと殺を行っていると畜場は 69 施設ということでございまして、以下、これらの施設についてスタンニングの方法、それからピッシング、牛の背割りによる脊髓片の飛散防止等々につきまして調査をいたしております。

ずっと御覧いただいたところ、前回と、おおむね同様の結果ございまして、ピッシングにつきましては後で御説明いたしますけれども、内容的には特に問題になるようなことは確認されていないという状況でございます。

次に資料 5-2 の方のピッシングに関する実態調査ですけれども、これは従来から食肉の安全性の確保と従事者の安全確保の両立に配慮しつつピッシング中止に向けて取り組んできたというものでございます。

今回の調査結果につきましては、2の「調査結果」の表の一番下の平成20年10月末時点ということですが、中止している施設は148施設、それから中止できていない施設は6施設という状況でございます。

この6施設につきまして、もう少し詳しく見たのが、裏の各自治体の対応ということになりますけれども、この6施設は5自治体にあります。この中止のできていない6施設につきましては、ピッシング中止のためのラインの改修工事、あるいはピッシング中止の試運転等が実施されているという状況でございます、いずれの施設でも、本年の3月末までに中止が完了する見込みであるということでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願いたします。

そうしたら、本年3月末をもって、残りの6施設のピッシングをも中止するというところで、それで、これに関する食品安全委員会に対する報告は、次で終わりということに。

◆森田 BSE 対策専門官 特に、現時点で具体的に決めているわけではありませんけれども、ピッシングの禁止につきましては、今、パブリックコメントをしており、法令上禁止を義務付けることとしております。このコメントの期間は3月9日までということでございますので、法令上の整備もされていく状況ということなんです。

◆見上委員長 よろしくお願いたします。どうぞ。

◆野村委員 勉強不足で教えてほしいんですが、ピッシングが全部中止されるなりあるいは法令が整備された場合、国際機関に報告するとか、そういうことは何かあるんですか。OIEとか。

◆森田 BSE 対策専門官 特に OIE 等に報告ということを考えているわけではございませんけれども、このピッシングを禁止するというのを、これは省令の改正で規則の強化になりますので、WTO 通報もいたしております。このため、各国は、我が国の状況というのは理解できているものと理解しております。

◆野村委員 つまり国際的にもアナウンスされるわけですね。

◆森田 BSE 対策専門官 WTO 加盟国については、この情報が通報されているということです。

◆野村委員 ありがとうございます。

◆見上委員長 外に何かございますか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、森田専門官どうもありがとうございました。

<p>(6) 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する認識のギャップ等について」 (平成20年11月実施)の結果について</p>

◆見上委員長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

「(6) 食品安全モニター課題報告『食品の安全性に関する認識のギャップについて』
(平成20年11月実施)の結果について」、事務局から報告願います。

◆角田勸告広報課長 それでは、お手元に資料6-1としまして、「食品安全モニター課題報告『食品の安全性に関する認識のギャップ等について』(平成20年11月実施)の結果」の概要版と、資料6-2としまして、詳細版を配布しておりますが、資料6-1の概要版に沿いまして御報告いたします。

調査目的でございますが、平成20年6月に調査を実施し、その際に、設立当初の平成15年9月に食品安全モニターの方を対象に行った調査結果と平成20年6月に行った調査結果を比較したところ、「食品の安全性に関して、消費者と行政関係者・科学者との間での認識のギャップをどの程度感じたことがあるか」という設問において、ギャップを感じたことが「ある」、又は「若干ある」と回答された方の割合は、平成15年9月に実施した調査結果では76.5%であったのに対し、平成20年6月に実施した調査結果では92.3%と増加したところでございます。

このことから、食品の安全性に関する認識のギャップ等について、更に調査を行うこととしたものであります。

また、食品安全モニターの活動内容の1つである「食品安全委員会が行う食品の安全性に関する地域への情報提供」の現状を把握し、食品安全委員会から食品安全モニターの方の希望を踏まえた情報提供を行うため、調査を実施することとしたものとさせていただきます。

調査項目でございますが、大きく2項目について調査を行い、設問の数にしますと、全部で20問の質問を行っております。それらの調査結果については、3ページ以降に取りまとめております。

3ページを御覧いただきますと、項目1の「消費者と行政関係者・科学者との間での食品の安全性に関する認識のギャップについて」でございますが、(1)として、「認識のギャップを感じたことがある」とする回答割合が増加している理由などについて幾つか聞いております。

まず、「認識のギャップを感じたことがある」という回答割合が5年前と比べて増えている理由としては、「食品の安全に関する事故や事件が増え、消費者が行政関係者・科学者の対応や発言に接する機会が増えたため」が約7割5分で最も高く、続いて、「消費者が食品の安全性を理解するに当たり、科学的な知識等が必要になったから」が5割弱、「食品の安全に関して、行政関係者の対応に不適切な事案が増えたため」が5割弱、「行政関係者・科学者が発信する情報が、消費者が求めている情報と異なっているから」が4割5分となっております。

4ページ、次に、「認識のギャップを感じたことがある」という回答割合が5年前と比べて増えた要因別の関係度合を聞いておりますが、回答割合が5年前と比べて増えたことに「大いに関係している」、「ある程度関係している」とする要因別の回答割合は、「農薬」が約8割5分で高く、続いて「食品添加物」が8割弱、「遺伝子組換え食品」が7割強、「BSE」が6割5分となっております。

5ページ、「認識のギャップを感じたことがある」ことに関係している要因別の理由を聞いておりますが、理由の回答割合が最も高いのは、農薬以外の要因では、「消費者に科学的な知識が必要となったから」、一方、農薬では、「食品の安全に関する事故や事件が増え、消費者が行政関係者・科学者の対応や発言に接する機会が増えたため」となっております。

理由の回答割合が2番目に高いのは、遺伝子組換え食品、家畜用抗生物質、BSE、体細胞クローン家畜由来食品では、「行政関係者・科学者から消費者に対して分かりやすい説明がなされなくなったから」、一方、いわゆる健康食品、汚染物質、食品添加物、有害微生物、器具・容器包装からの溶出化学物質では、「食品の安全に関する事故や事件が増え、

消費者が行政関係者・科学者の対応や発言に接する機会が増えたため」となっております。

6 ページ、認識のギャップを感じる場面とその度合を聞いております。行政関係者にギャップを「大いに感じる」、「ある程度感じる」とする回答割合は、「食品の安全に関する事故・事件の行政関係者の対応を見聞きする時」が9割弱、「行政関係者から説明を聞く時」が7割5分、「行政関係者から発信される文書、情報を読む時」が7割となっております。

また、科学者にギャップを「大いに感じる」、「ある程度感じる」とする回答割合は、「食品の安全の事故・事件に関するコメントを見聞きする時」が6割強、「科学者から発信される文書、情報を読む時」が5割5分、「科学者から食品に関する講演等を聞く時」が5割となっております。

7 ページ、(2)として、「認識のギャップを縮小するための効果的な方法について」、平成20年6月に実施した調査結果を提示して、「マスメディアによる科学的で正確な説明」など認識のギャップを縮小する方法として回答が多かった上位4つの内容について、更に調査を行ったところでございます。

その結果については、8 ページ以降に取りまとめております。

まず、「認識のギャップを縮小するために、『マスメディアによる科学的で正確な説明』という観点での課題」としては、「食品の安全に関する事故・事件に対する発生時のみの報道が主で、継続的報道がほとんどなされていないこと」の回答割合が7割5分で最も高く、続いて、「特定の数字・データのみクローズアップしていること」が5割強、「食品の効能のみ取り扱う番組が多いこと」が5割弱、「食品の安全性についての解説が少ないこと」が4割、「消費者の視点に立っていないこと」が4割弱となっております。

次に、今後、マスメディアに対し、食品安全委員会が更に力を入れて取り組んだ方がよいと思う手法としては、「マスメディアに対する詳細でわかりやすい情報の提供」の回答割合が7割5分で最も高く、続いて「不正確な報道内容への訂正等の個別要請」が6割強、「食品の安全性についてのテレビ番組作成の提案」が6割弱、「マスメディアとの意見や情報の交換」が5割5分となっております。

9 ページ、認識のギャップを縮小するために、「食品の安全性に関する知識・理解力の向上への啓発・教育」という観点から効果的だと思う方法を、「対象」や「場面・手段」別に聞いておりますが、まず、「対象」では、「学校」を効果的方法の対象とする回答割合が8割強で最も高く、続いて「マスメディア」が6割5分、「スーパー等の販売業や流通業界団体」が6割5分、「家庭」が5割、「メーカーやメーカー業界団体」が5割弱と

なっております。

また、「対象」と「場面・手段」の組み合わせでは、「学校の授業・講義」の回答割合が約7割5分、「学校の食事・給食」が6割5分、「スーパー等の販売業や流通業界団体の店頭・店内」が5割強となっております。

10 ページ、「認識のギャップを縮小するために、『消費者への専門的な事項の分かりやすい説明』という観点から、食品安全委員会が更に力を入れて取り組んだ方が良いと思う手段」を聞いておりますが、回答の割合は、「講演会」が5割で最も高く、続いて、「イベントへの出展」が5割弱、「リーフレットやパンフレット」が4割強、「意見交換会」が4割、「ビデオ、DVD等の映像媒体」が4割弱となっております。

次に、「情報・意見交換の実施」という観点から幾つか質問しておりますが、まず、食品の安全性についての意見交換会への参加経験がある割合は、6割となっております。

11 ページ、次に、意見交換会への参加回数については、「2回から5回」が5割5分、「1回」が3割5分となっております。

また、「意見交換会に参加した評価について」は、「大変満足した」、「ある程度満足した」が8割弱、「あまり満足しなかった」、「全く満足しなかった」が2割強となっております。

参加回数別の評価では、「大変満足した」、「ある程度満足した」という回答割合は、参加回数「6から9回」の方が10割で最も高く、続いて「1回」の方が8割強、「10回以上」の方が8割、「2から5回」の方が7割5分となっております。

12 ページ、「認識のギャップを縮小するために、食品の安全性についての意見交換会の改善すべき点」を聞いておりますが、回答割合が多い順は、「開催する場所を多くする」が5割強、「意見交換会だけでなく、他のイベントも同時開催する、または他のイベントの一部として意見交換会を開催する」が5割弱、「開催をより広く周知するために、告知方法の改善を行う」が4割5分、「講演内容をよく分かりやすくする」が4割5分などとなっております。

13 ページ、「意見交換会の参加有無別の改善すべき点」を聞いておりますが、下のグラフを御覧いただきますと、「実線」が「参加経験あり」、「点線」が「参加経験なし」の結果となっております。「参加経験のある方が、参加経験のない方と比較して回答割合が高かった改善点」は、「参加者同士のグループ・ディスカッションの時間を設ける」が11ポイント高、「会場との意見交換の時間を長くする」が9ポイント高となっております。

一方、「参加経験のない方が、参加経験のある方と比較して回答割合が高かった改善点」

は、「土曜日、日曜日に開催する」が 26 ポイント高、「開催をより周知するために、告知方法の改善を行う」が 23 ポイント高、「意見交換会だけでなく他のイベントも同時開催する」が 16 ポイント高、「開催場所を多くする」が 14 ポイント高となっております。

14 ページ、初めて食品安全モニターを依頼されたときと比べて、食品安全委員会が行う広報活動についての評価を聞いておりますが、「大変良くなった」、「良くなった」の回答割合は 5 割 5 分となっております。

次に 15 ページでございますが、これ以降が項目 2 の「食品安全モニターの活動内容、『食品安全委員会が行う食品の安全性に関する情報提供への協力』について」の質問でございます。

まず、冊子『どうやって守るの？食べ物の安全性』の活用状況を聞いておりますが、冊子の活用状況は、設置より配布が多く、「家族に配布した」が 5 割強、「友人・知人に配布した」が 4 割弱、「職場で配布した」が 3 割強、「自分では読んだが、その他のことはしなかった」が 2 割 5 分、「職場に設置した」が 2 割弱となっております。

16 ページ、次に 1 人当たりの送付冊数の評価を聞いておりますが、1 人当たりの送付冊数、これは 3 冊送っておりますが、この 3 冊送ったことについては、「ちょうど良かった」が 4 割強、「4 から 5 冊欲しかった」が 2 割弱、「1 冊で良かった」が 1 割 5 分、一方で、「10 冊以上欲しかった」が 1 割となっております。

次に、「情報提供を行うに当たり、季刊誌『食品安全』とパンフレット、リーフレットの希望部数」を聞いておりますが、「季刊誌の希望部数」は、「1 部」が 3 割弱、「3 部」が 2 割、「5 部」が 2 割弱となっております。

「パンフレット、リーフレットの希望部数」は、「1 部」が 2 割 5 分、「3 部」が 2 割、「5 部」が 2 割弱となっております。

17 ページ、「食品安全委員会から食品安全モニターへ情報提供している情報の提供先」を聞いておりますが、回答割合は、「家族」が 7 割強で最も高く、続いて、「友人・知人」が 6 割弱、「職場」が 4 割、「地域の人々」が 2 割強となっております。

また、「今後、地域等での身近な方々への情報提供を行う意向」を聞いておりますが、「機会があれば、行いたい」が 6 割 5 分、「是非行いたい」が 2 割 5 分となっております。

18 ページ、「食品安全モニターの方が地域等で情報提供を行うに当たり、これまで送付している発行物の提供以外で希望する支援」を聞いておりますが、希望の多い順では、「食品製造工場、と畜場等を見学する機会」が 8 割弱、「食品安全委員会以外の関係行政機関の情報提供」が 5 割弱、「意見交換会等で使用している電子媒体資料」が 3 割強となって

おります。

なお、「問 20」は、「食品安全モニターの方が情報提供を行うに当たり、その他、御意見、御要望があれば御記入ください」という自由記述でございますので、詳細版の方を御参照願います。

調査結果の概要は以上のとおりでございますが、今回の調査では、項目 1 については、前回の調査結果について、更に掘り下げて調査したことにより、食品の安全性に関する認識の一端がより浮かび上がってきているものと思っております。

また、項目 2 においては、食品安全モニターの方が、地域等で情報提供を行うに当たっての現状や御要望を伺ったところでございますので、これらを踏まえて情報提供等を進めてまいりたいと考えております。

御報告は以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

どうぞ。

◆廣瀬委員 今聞いていて、少し分からなかったことがあるんですけども、最初のページに平成 15 年の 9 月に実施したギャップについての調査結果、ギャップがあると回答されている方が 76.5% だったわけですね。この 5 年の間に、食品安全委員会としては、様々なリスクミの取組みを行ってきた。例えば講演会にしても、イベントへの出展あるいはリーフレット、パンフレット、意見交換会、ビデオ・DVD 等、いろいろ行っているわけですが、その結果、平成 20 年 6 月に実施した調査結果ではギャップがあると感じた人が増えているという調査結果になっていると思うんですけども、これは、どういうことでこういう結果になったのかよく分からないんですけども、その点はいかがでしょう。

◆角田勸告広報課長 前回の調査で、そういう結果が出たものでございますので、今回更に追加の調査を行ったというところでございます。

その分析ですと、例えば 3 ページにもございますが、「ギャップが増加したという理由は何ですか」と聞いたことのトップを見ますと、「食品の安全に関する事故や事件が増え、消費者が行政関係者・科学者の対応や発言に接する機会が増えたため」ということで、逆に科学者の考えに触れる機会が増えたということで、今まであまり考えていなかったのが、

「科学者はこう考えているけれども、自分は」といったように、触れる機会が増えたことによることにあると。食品安全委員会で情報を提供しておりますが、こういった科学的な情報に接する機会が増えたということで、なおさらそういう思いをする人が増えたということで、今回、増えているのかと思います。

◆**廣瀬委員** リスコミをすればするほどギャップが増えてしまうということになるんでしょうか。それともやはりリスコミのやり方にもう少し考えなければならないことがあるとか、そういうことになるのか、その辺、どうですか。

◆**見上委員長** どうぞ。

◆**小平リスクコミュニケーション官** 後ろから済みません。ギャップの原因の1つは、恐らく平成15年のときの調査の対象者となっているモニターの方で、平成20年の6月のときに、ずっとやってこられている方はそんないないんだと思われまして、途中、途中で代わっているの、調査対象の方々が入れ替わって、その方々に意識を聞いているという大きな原因があるかと思っております。

あとは、やればやるほどというのはなかなか難しいんですが、情報の提供やリスクコミュニケーションのやり方については評価をされる部分とまだまだ課題があるという部分がありますので、課題を解決するよう工夫を重ねることが重要と考えます。周辺事情として、恐らく最近いろいろと食品に絡んで事件等、様々な情報が飛び交う中で、皆さん方が、やや意識が高まってきたという背景もあるのかなということを感じております。お答えになりませんが。

◆**廣瀬委員** リスコミというのは非常に大事ですので、調査結果であまりいい数字が出なかったといっても、やはり積極的にやっていかなければいけない分野ですので、一緒に頑張ってやっていきましょう。

以上です。

◆**見上委員長** 野村委員、どうぞ。

◆**野村委員** ギャップというのは何かという問題はあるかと思うんですが、私はギャップ

が広がるというのは、これは時と場合と内容によりますけれども、ですからギャップが何かということも問題なんです、ただ、決して広がるというのは成果が上がっていないということではなくて、我々、人間関係でもそうですが、お互いに知り合えば、知り合うほど違いが分かってくるということもありますので、ここはキャップの精査が必要かもしれませんが、あながち効果を上げていないとは言えないということだと思います。

それから、今、廣瀬先生がおっしゃられた、更にリスコミが必要であるという意味でもこれは大変大事な数字だと思います。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。外にございますか。

小泉委員、どうぞ。

◆小泉委員 15 ページですが、モニターさんの活動内容を見ていますと、我々食安委が送ったパンフレット等については、家族に配布したというのが断トツで、最も多くて、その次にいろんな情報提供をどのようにしているかということ、家族に情報提供しましたと、しかし意識としては、その次の 17 ページの下には、機会があれば是非とも情報提供などを行いたいと言いながら、次の最後の 18 ページでは、これまで送付している発行物の提供以外にどういうことを希望しますかということ、工場見学だという方が圧倒的に多いです。

これは、私の個人的な解釈かもしれませんが、モニターさんの意識の中には、むしろ自分の勉強を主にして考えておられるように思えます。私どもがお願いしたいことは、地域で、むしろ活動を活発にやっていただきたいという気持ちがとても強いわけなのです。それで、ここからはコメントですが、こういったモニターさんを選ぶときには、その方の意識というのは大事かもしれませんが、バックグラウンドの地域活動をどの程度やっておられるかということも重視して、今後選ぶのが大切ではないかと思います。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。外に何か御意見ございますか。

よろしいですか。どうぞ。

◆角田勸告広報課長 21 年度のモニターの選考は、現在、行っているところですが、今回、選考に当たりましては、食品安全に関する地域での活動や、ボランティア活動などの活動をされているという場合は、その実績を含めて応募申請用紙に書いていただいておりますので、そういった活動などを見ながら、今、選考を行っているところでございます。

◆見上委員長 よろしいですか。外に何かございますか。4ページの表は、どういうふうに見るか分からないんですけども、相変わらず、添加物だ、農薬だ、遺伝子組換えがあって、食品安全委員会で一生懸命、安全性評価をやって、政府が許した使う範囲というのは、ちゃんと決められている。それでも、やはり農薬、食品添加物というのは、やはりトップツリー入りというものは、これはどうしたらいいのかよく分からないですね。

このアンケートの結果をよく精査して、どこかで発表した方が良くと思います。いつやりました、こういうパーセントでした、で終わりでは、何回アンケートを取っても同じで、これはいろいろ情報としても貴重ですから、結果をよく評価して是非何かの機会に、例えばモニター会議のときでもいいし、オープンでやる会でよく説明してもらい、そのためにもっと分析していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

外に何かございますか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

(7) 平成19年度及び平成20年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価の結果について
--

◆見上委員長 次の議事に移らせていただきます。

「(7) 平成19年度及び平成20年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価の結果について」でございます。

先日、食品健康影響評価技術研究運営委員会が開催されましたので、事務局から報告願います。

◆酒井情報・緊急時対応課長 それでは、資料7に基づきまして御報告申し上げます。

御承知のとおり、食品健康影響評価技術研究は、2年以上の実施期間を要する研究課題につきましても、1年ごとに中間評価を行い、当該研究課題の翌年度への継続の要否、これを判断するというようにしております。

平成19年度及び20年度の研究課題の中間評価につきましては、2月16日に主任研究者からヒアリング審査を行い、2月23日に27回の研究運営委員会を開催し、評価内容の検討を行いました。

資料7は、その結果を取りまとめたものでございます。表側に平成19年度に採択しました研究課題、裏側に20年度に採択しました研究課題を示しております。ここでは、個別の

研究課題には触れませんが、平成 19 年度に採択しました 8 課題及び 20 年度に採択しました 8 課題、合わせて 16 課題いずれにつきましても、表の評価結果という覧にございますように、21 年度へ継続という評価がされております。

本日、この内容についてお認めいただきましたなら、直ちに各主任研究者に、この結果を通知し、21 年度の具体的な委託額を決定し、迅速に委託契約を締結することによりまして、途切れのない研究を推進したいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明内容あるいは記載事項につきまして、御意見、質問がございましたらよろしく申し上げます。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、平成 19 年度及び平成 20 年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果につきましては、資料 7 のとおり決定することによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 外に議事はございますか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆見上委員長 ありがとうございました。これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第 275 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、3 月 5 日（木曜日）14 時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、明日 27 日（金曜日）10 時からプリオン専門調査会が公開で、来週 3 月 2 日（月曜日）14 時から農薬専門調査会確認評価第二部会が公開で、続いて 15 時から非公開で開催される予定となっております。どうもありがとうございました。

以上です。